

財関第1172号
令和元年9月5日

各税関長殿
沖縄地区税関長殿

関税局長 中江 元哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和元年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

13の4-3の〔計算例〕を別紙1-1のように、別紙1-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第5450号を別紙2-1のように、税関様式C第5450-2号を別紙2-2のように改める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙2-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関職員を保税蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について（平成26年6月13日財関第605号）の一部を次のように改正する。

別紙5－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、別紙様式1を別紙5－2のように、別紙様式4を別紙5－3のように、別紙様式5を別紙5－4のように改める。

第6 トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成28年4月8日財関第468号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税の取扱いについて（平成29年9月1日財関第1131号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成29年12月27日財関第1711号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。